

書 評

渡邊英幸著

『古代〈中華〉觀念の形成』

榎 山 明

一

本書は、原初的な〈中華〉觀念の成り立ちを、先秦時代に視点を据えて説明した力作である。ここにいう〈中華〉觀念とは、漢語史料の記録者たちが有した「中心意識」、「中国」「夏」「華」などの語によって表現された自己認識を意味する。こうした課題は「華夷思想」形成の問題として、論じ尽くされたかの感がある。しかし従来の研究では多くの場合、〈中華〉を客体的な実在としてとらえ、その形成過程を「夷狄」という他者との対峙において論じることが定石であった。これに対して、本書の出発点となっているのは、こうした認識と方法に対する批判、すなわち〈中華〉を実体的にとらえる立場と、〈華・夷〉という単純な二項対立の構図とを、ともに退けることにある。では、本書はどのような視点と方法にもとづいて、どのような〈中華〉觀念の形成を描き出しているのだろうか。まずは各章の内容を紹介しよう。

序章 〈中華〉とは何か

本章においては、前近代の〈中華〉觀念をめぐる論点が整理され、著者の立場と本書の課題とが示される。立論の前提となっているのは、〈中華〉が何らかの——たとえば「華夏族」といった——実体を示す概念ではなく、「前近代を通じて繰り返し構築され続けた觀念」であつたとの認識である。それは均質な実体であるかに語られながら、その実「複数の基軸をもつ認識の枠組み」であり、「種々の『揺らぎ』を内包していた」。歴史の中で反復された〈中華〉の語りは、「必ずしも域内における帰属意識の共有や、本質的一体性を前提としていた訳ではなかった」のである。したがって、本書における考察の主眼は、「史料上で構築された〈中華〉自体を検討対象とし、そこに絡み合う基軸や差異、そして諸関係を分析すること」に置かれる。その場合、複数の政治勢力が競合する春秋時代は、「中国」や「夏」の言説の展開にとつて注目すべき画期と言える。「中華」の拡大は、……春秋時代以降の諸侯間の社会関係の展開と、それに対する言説構築の蓄積の過程として、検討されるべき」であり、「夷狄」との関係もまた、「個々の言説が対象とする社会に存在した多様な差異意識と、それを越えて結ばれた結びつきとして」定位され直すことになる。

第一章 先秦時代の華夷言説

本章は総論としての位置を占め、先秦史料の華夷言説が重層性に留意されつつ通覧される。西周史料である青銅器銘文に見える「夷」は、「俗（文化習俗）」を異にする「他者」として、王朝を構成する「諸侯・百姓」から区別されていた。他方、原初的な「中国」の語は、周王朝の統治領域である「四方」の中心地を意

味していたが、この「四方」はまた「夷」の諸邦を含む領域として観念された。つまり〈中華〉と〈夷狄〉とは本来、明確な対立構造を持たず、「原初的には別個の観念として存在していたのである」。春秋史料における〈中華〉は、〈夷狄〉との対立において語られる反面、その内部に〈夷狄〉をも含みうる枠組みであった。史料からは諸侯国と戎狄蛮夷との差異のほか、血統出自を共有する「兄弟甥舅」諸国とその他の蛮夷小国、互いを「夏」の秩序に連なるものと認め合う同盟諸国とそこから排除された同盟外の勢力、という「三層の差異意識」の存在が確認できる。〈中華〉が〈夷狄〉をも含めた形で拡大されるとともに、同盟の内と外との諸国の間に明瞭な対立の構図が出現し、華夷思想がここに生まれた。戦国史料に至ると、中原地域から「戎・狄」が消滅し、かわって長城地帯に「胡・貉」が現れる。こうした周縁の〈夷狄〉は言語・地域・生業を異にする存在と認識されており、対する諸侯国の間には後の「漢人」意識に繋がるような「冠帯の国」意識が醸成されていった。

第二章 春秋時代の「戎」について

第三章 鮮虞中山国の成立

第二・三章の主題となるのは、春秋史料にあらわれた「戎」「狄」である。晋に代表される春秋諸侯は、非定住民である「戎」「狄」を多国間会盟の場から排除する一方、かれらと個別に会盟・婚姻・統属関係を結び疆域支配を確保していた。『春秋左氏伝』の記述の中に、「戎」「狄」を「禽獸」視する観念と諸侯国によるその掌握を肯定する言説とが同居しているのは、こうした実情を反映した歴史認識なのであり、時代的な「断層」をそこ

に読み取ることはできない(第二章)。こうした諸侯国と非定住民との雑居状態は、春秋時代を通じて次第に解消していく。河北省石家庄莊周辺に存在した鮮虞中山国は、北方遊牧民に出自する「白狄」の鮮虞が中原に侵入して建国したと説明されてきた。しかし、〈華夏〉Ⅱ中原地域の農耕民、「戎狄」Ⅱ北方地域の遊牧民」という二項対立的なロジックを、春秋時代に適用することはできない。鮮虞中山は、前六世紀に始まる晋の進出に対抗し、華北の山岳・森林地帯に居住する非定住民であった「狄」の人々が結集して建設した都市国家なのであり、戦国時代に入ると周王室の承認を受け、諸侯としての「国際」的地位を確立するに至った。農耕地域と牧畜地域との境界形成は、このような雑居状態の解消に伴い進化した現象であった。(第三章)。

第四章 春秋時代の国際会盟と華夷秩序

第五章 晋文公の諸国遍歴説話とその背景

第四・五章では、〈中華〉観念形成の最初の契機、春秋時代の国際関係と華夷思想とが検討される。既述のように、春秋時代の戎狄蛮夷は諸侯国間で構成される多国間会盟から一貫して排除されていた。〈中華〉と〈夷狄〉とを対立的にとらえる枠組みは、確かに存在していたのである。しかし一方、多国間会盟には「兄弟甥舅」という自己意識で結ばれた諸国のほかに、小国や「蛮夷」と貶められた国々も参列していた。「兄弟甥舅」とは血統や婚姻による周王との特別な親近関係を示す概念であるから、とするならば「多様な血統出自をもつ諸侯を巻き込みながら繰り返された多国間会盟は、『周』の枠組みを中核としつつも、それを超えるより大きな帰属意識Ⅱ〈中華〉を生み出す契機となったので

ある。こうした春秋時代の「国際」秩序の中で、参列諸侯を「夏」と呼ぶ意識が形成されていった(第四章)。晋文公が定霸以前に諸国を遍歴したという説話には、「中華」と「夷狄」の境界に立ち、両者を統合していた晋の霸者体制が投影されている。文公は説話の中で、晋国と戎狄、兄弟諸国と齊・宋・楚・秦という、いくつかの「対立する境界を越え」、「四方」＝「天下」全域を遍歴する人物として構造化されている。そこに表出されているのは、「境界を超えた人物による、新しい統合秩序の建設を説明づける歴史観」なのであり、「文公説話は三百年にわたり史官たちに継承され構造化された、春秋時代の『国際』秩序を回顧する意識と、『周』を超える新しい秩序を希求する意識として」解釈されることになる(第五章)。

第六章 禹蹟から諸夏へ

第七章 秦公諸器銘の検討

第六・七章においては、「中華」観念の核心となる「夏」の原義と展開が分析される。「禹の跡地」を意味する「禹蹟」の語は本来、禹の整地した「九州」全域もしくはその中心地である周の王都を意味したが、やがて東方諸侯国の都城全体を指す呼称へと拡大していく。「夏」もまた周王朝の都城や文化を意味する語から、「禹蹟」と同様の広がりを示し、周を推戴する国々を「諸夏」と称するようになる。このような「中心の拡散」と呼ぶべき現象は、春秋時代の諸侯国が多国間会盟の場を通じて歴史認識を共有する形で進展した。禹を夏人の始祖とする歴史認識も、そうした過程で春秋時代末までに成立したと考えられる(第六章)。秦の国君によって製作された「秦公諸器」の銘文は、こうした「夏」

観念の成立を同時代史料として裏付ける。春秋前期の作器では天命を受けた始祖による建国を述べるのみであった内容が、中後期の作器では「禹蹟」への奠都と「下国」全体の領有へと拡大・変質し、先公の統治対象も「蛮方」から「蛮夏」へと変化する。それは現実というよりも作器者たる秦公の願望と見るべきであるが、第五章で述べた晋国の大國意識に近似している。「中華」と「夷狄」の境界に立ち、双方に君臨する権力のあり方は、「辺境地域の戎狄蛮夷を統合しつつ、諸侯の盟主の地位を争っていた大國の自己意識として相応しい」(第七章)。

第八章 秦律の夏と臣邦

本章では、睡虎地秦簡「法律答問」にみえる「夏」と「夏子」の概念を検討し、戦国秦が律文上に構築した「中華」の特質を解明する。秦律にいう「夏」は、「臣邦」の人々が「主長」を通じて「秦の統属下にある」という状態を意味する語であり、「夏子」とは「母親を通じて『秦』の血統を有する『臣邦』の人間」を意味した。「臣邦」とは「その『主長』である君公・君長が秦に臣属し、かつ秦と区別された一つの『邦』」であり、そこに属する「臣邦人」が君公・君長の下から勝手に離脱することは、「去夏」として禁じられていた。また、「夏子」とはいわば「準秦人」の意味であり、この範疇の設定には「非『秦』の『臣邦人』を『夏』の血統に帰属させ、繋ぎ止めようとする意識」が読み取れる。秦律の「夏」は、秦を中心とした結びつきを形成するための概念であり、様々な非「秦」人を統治するために構築された「特異な『中華』論」なのである。

終章 先秦時代の「中華」観念と華夷思想

終章においては、これまでの議論の要約として、春秋時代中期後半を盛時とする多国間の会盟秩序と、それを主導した霸者体制が、〈中華〉の拡大と華夷思想とを生み出す契機となったこと、〈中華〉とは「重層的な差異意識の上に構築された、動態的な秩序関係であった」こと、などの論点が確認される。そして最後に秦律の「夏」が「秦」という中心から放射状に広がる「中心・周縁」的な関係性を基軸としている」ことに注意が喚起され、「ここに〈中華〉は、特定の権力による多様な集団の統合を説明づける『帝国』的な説明原理となった」との認識をもつて結ばれる。

二

本書において最も注目すべき特徴は、史料にあらわれる〈中華〉観念が第一義的には「構築された言説」であるとの認識に立って、歴史像を組み立てていることである。言説であれば当然、構築の対象のみならず、〈主体〉もまた重要な検討課題となる。テキストと向き合う際には、「誰が何を表象しているのか」という問いかけが常にならう。著者自らの言葉によれば、「〈中華〉という歴史的観念を扱う場合に取るべき視座」は、「継承される基軸や意味づけを捉えつつ、個々の〈中華〉観念の背後にひそむ〈関係性〉を明らかにし、言説主体による構築の連鎖を把握すること」（二八七頁）に置かれるわけである。〈中華〉観念や華夷思想は、「前近代を通じて繰り返し構築され続けた観念」（二二頁）であり、「現実の要請に合わせて、さまざまな論理が構築された」（二二三頁）。そうした「言説構築の蓄積の過程」（二四四頁）

を史料に即して解明することが、本書の核心をなしている。

序章で指摘されている通り、このような構築論的視座の導入は、近年の、とりわけ欧米における歴史学研究に顕著な潮流の一つと言える。たまたま目にした書物から例をあげれば、古代史家ジョナサン・ホルの著作には、テッサリア南部の地名に過ぎなかった「ヘラス（Ἡρα）^①」という語が、デルフォイ神域の管理をつかさどる隣保同盟^②の参加諸国による分有を経て、ついには古代ギリシア人全体の帰属意識を意味するに至ったという理解が見える^③。また、中世史家のパトリック・ギアリによれば、「古代末期から中世初期にかけてのヨーロッパ諸集団の歴史」は、「あるひとつの現在と未来を作っていくため、過去から継承したさまざまな名前や表現を政治的に用い、操作していく物語である」という。いずれも本書に示された〈中華〉理解と比較可能な議論であろう。これまで中国古代史の分野においては、こうした視点への配慮が十分であったとは言えない。その有効性を、史料の精確な読解によつて説得的に示したことは、本書の意義として評価されよう。もう一つ本書の意義として、文献史料による「夏王朝」論の方向性を示している点に注目したい。「夏王朝」をめぐる議論は、すでに考古学の手にかねられたかに思われている。しかしその場合、考古学的文化に冠せられる「夏」の名称は、文献中から便宜的に借用されているにすぎない。著者がいみじくも指摘するように、「現在語られている『夏王朝』は、考古資料と文献伝承とを組み合わせることで、研究者が歴史上に構築した王朝なのである」（二〇六―二〇七頁）。「文献伝承」に見える「夏王朝」や「禹」は、後の時代に「語られた」存在であり、語られる文脈と

語る主体の違いによって、言説には種々の「揺らぎ」が生じる。

「夏王朝」とは言説の堆積であり、一つに固定することはできないのである。こうした点を考慮するならば、考古資料から「夏王朝」や「夏文化」を論じることの限界が、おのずから納得されるに違いない。結局のところ「夏王朝」論は、文献史学の範囲において議論されるべき問題なのである。

とはいえ、後代の文献史料にもとづいて「夏王朝の実在性」を論じることが、空疎な議論に終わりがかねない。なぜなら、言説は対象に意味を付与するだけでなく、対象を創り出しさえするからである。文献史学の役割はむしろ、「夏」や「禹」に関する言説構築の蓄積過程を丁寧に跡付けることにあるのではないか。「春秋・戦国期の『国際』社会において『夏』を称する行為には、どのような積極的な意味が存在したのか」（二二二頁）という問いを立て、「夏王朝の創始者とされる『禹』の多様な伝承と、過去の王朝名に限定されない『夏』のもつ意味」（同前）を通してそれに答えた本書第六・七章は、文献史学の立場からする「夏王朝」論に範を示したと言つてよい。興味深いことに、著者のこうした姿勢は、周知の疑古派のマニフェスト、「我々はある一つの事がらの真相を知ることとはできないが、ある一つの事がらの伝えられた中で最も早い状況を知ることとはできる」という主張と共鳴し合う。そのことの意味については、あらためて論じる機会を得たいと思う。

三

本書が指摘する通り、中国大陆における〈中華〉研究は、「華

夏族」の本源の実在を前提に、「先秦時代の〈中華〉觀念の展開を、『華夏族』の拡大過程として把握する研究が主流」（二二頁）となっている。「華夏族」が核となり、周囲に他「民族」を雪ダルマ式に取り込んでいくという、「漢民族」形成史観に連動する理解と言えよう。しかし一方、目を台湾に転ずると、そこでは欧米の学術動向への関心の高さや、現代台湾人のアイデンティティ問題などを反映し、〈中華〉を相対化する視点に立つた研究が一定の地歩を占めている。なかでも『華夏辺縁』と題する王明珂の著作は^⑥、社会学・人類学の成果を取り込んで、「中国人とは何か（什麼是中国人）？」という問いに答えた意欲作であり、「族群辺縁」（エスニック境界 ethnic boundary）と「集体記憶」（集合的記憶 collective memory）の理論を駆使して、「華夏」の成立、維持、変遷が追究されている。「辺縁」形成の前提条件となる生態環境と生業を解明するため考古学の成果が活用されていることや、文献に伝える歴史を集合的社会記憶として読み解いていることなども、方法上の特徴として注目されよう。他者との境界を保持しつつ、主観的同一意識によって結ばれたエスニック集団の形成過程を追うことで、「中国人」の構成を動態的に把握した同書の姿勢は、本書の〈中華〉觀念形成論と時に対立し、時に補い合う関係にある。「華夏」をエスニックな実体 ethnic entity ととらえることや、「辺縁」の形成・持続を重視するため〈華・夷〉二項対立の構図が前面に出ていることなどは、相違点として指摘されよう。反面、記憶の共有（および忘却）が果たす役割についての評価は、「中心の拡散」という認識を補完しうるのではあるまいか。この重要な研究成果との対決が本書に反映さ

れなかったことは、残念と言うよりほかにない。

最後に史料解釈の問題として、秦律における「夏」概念の評価について述べておく。第八章の紹介で既述した通り、睡虎地秦簡「法律答問」に見える「夏」とは「臣邦」の人々が「主長」を通じて「秦の統属下にある」という状態を意味する語、「夏子」とは「母親を通じ『秦』の血統を有する『臣邦』の人間」の謂で、いわば「準秦人」の意味であろうというのが著者の見解である。この解釈について評者に異議はない。秦律の「夏」が「秦が支配対象とする人々を分類した、すぐれて統治論的な性格をもつ概念である」(二七五頁)と道破したのは、著者の卓見と言うべきであろう。しかしそれは必ずしも秦が「明確に自己を『夏』の中心と位置づけ」ていた(二七五頁)ことを意味しない。

「法律答問」に見える「夏」は、専ら「臣邦人」との関わりにおいて現れる。「臣邦」とは著者の言う通り「秦と区別された一個の『邦』」(二六二―二六三頁)のことであるから、とするならば秦律にいう「夏」はむしろ、秦人と区別された人々を対象とした概念と考えるのが穏当であろう。「夏子」の定義が「臣邦の父・秦の母」である以上、秦の父・秦の母から出生した子を「夏子」と呼ぶことはありえない。それは特段の呼称を必要としない秦国人、秦律が普通に対象とする「人」である。「臣邦人」が「秦属」を去ろうとする行為が「去夏」であるのに対し、秦本国からの逃亡は「邦亡」であった。とするならば「秦属」は秦本国を含まない、服属国のみを指す語に違いない。こうした例を見る限り、「秦」の人は、同時に「夏」という範疇にも属していた」(二七三頁)と言い切れるかは疑問となろう。思うに、秦律の

「夏」とは「臣邦の人」、より具体的には秦に臣属する「戎狄蛮夷」を対象として、かれらの出生・行為に對し価値を付与する記号なのではあるまいか。秦人にとつて馴染みの薄い概念であればこそ、「法律答問」において語義が問われているのだとも言える。それは確かに「統治論的な性格」をもつ概念であるが、睡虎地秦簡による限り、秦人の自己認識を示す語であった痕跡はない。この史料から、戦国秦が構築した「特異な《中華》論」(二七五頁)、「秦」という中心から放射状に広がる「中心―周縁」的な関係性」(二八六頁)を読み取ることは、慎重を期すべきように思われる。

① Jonathan M. Hall, *Hellenicity: between ethnicity and culture*, Chicago: University of Chicago Press, 2002.

② バトリック・J・ギアリ(鈴木道也・小川知幸・長谷川宜之訳)『ネイションという神話——ヨーロッパ諸国家の中世的起源——』白水社、二〇〇八年(原書の刊行は二〇〇二年)。

③ 吉本道雅もまた、「文献史学」に可能なことは、まずは「現実の」夏殷史の復元ではない。仮構された夏殷史が仮構であることを禁欲的に了解しつつ、その仮構過程の復元を通じて西周―戦国の同時代的情況を読み取ることにこそある」と指摘する(『夏殷史と諸夏』『中国古代史論叢』三集、二〇〇六年)。

④ 顧頡剛『与錢玄同先生論古史書』『古史辨』第一冊、北京・樸社、一九二六年(初出は『讀書雜誌』第九期、一九三三年)。

⑤ その代表例として、徐傑舜主編『雪球——漢民族の人類学分析——』上海・上海人民出版社、一九九九年、をあげておく。

⑥ 王明珂『華夏邊緣——歷史記憶与族群認同——』台北・允晨文化、一九九七年。

(A 5 判

xv + 三八八 + 二五頁

二〇一〇年二月

岩波書店 税別八五〇〇円)

(財団法人東洋文庫研究員)